

山北町自治基本条例素案(平成 23 年 12 月現在)に対する意見・質問

項目 (条)	ご意見
前文 (見出し)	「山北町自治基本条例(素案)解釈及び運用の基準」とありますが、特に「運用の基準」とは何か。後述されるどこのことを指すのか。
第 1 条	第 1 条に「基本方針」、第 2 条に「基本」との表現がありますが、用語の定義上の使分けはどのような事でしょうか。又、「基本方針」はどこで明らかにされているのでしょうか。
第 2 条	第一項「条例、規則を定める場合は」とありますが、第二項は「条例、規則等の見直し」となっておりますので平仄をとる必要があると思われまます。
同上	「最大限遵守」はかえってわかりにくくなった様に思います。やはり「最大限尊重」か「遵守」のどちらかと考えます。
第 3 条	定義の体系について「町民」－「町」－「議会」としていますが、茅ヶ崎市では「市民」－「市」－「市政」－「市長等」と整理しています。山北町の場合、「町」の活動はすべて行政執行機関の活動となるので、「町」が主語となる条文の中には厳密な意味において不整合が生じることはないか(第 9、10、13～18、20 条等)。
第 7 条	第 6 条において町民は自由意思に基づいてまちづくりに参画する権利を有するとされているが、一方、本条第一項では同様のこと(参加)について責務としている。責務については、第二項の参画の仕方等について発言と行動に責任を持つ旨を責務として記した方が良いのではないか。第一項は受け止められ方を含め不要か。
同上	第三項の「納税等必要な義務」の「等」は何をあらわすのか。条例文言として明確にしておくべきと考える。又、納税等について本条例で言及すべきか(できるのか)等再度検討頂きたい(事務局案として残すのであればその旨記録)。
第 8 条	「自治会等」の「等」の内容については条例の中で記載すべき。「等」だけでは解説の例示は想像できない。又、「等」一言では、将来的に条文の解釈で疑義を生じさせる可能性が大きいのではないか。(事務局案とするのであればその旨記録)
第 10 条	第一項の「町民公益活動」は、第 3 条の定義に入れてはどうか。更に現状の第 8 条第 9 条は、本条のあとにくるのが良いのではないか。
第 14 条	「町」が執行機関を示すのであれば、条文上「総合計画」は行政内部で策定できることになるのではないか。地方自治法改正により総合計画の規定が削除されたのであれば策定プロセスへの町民の参画、議会での議決事項とするべきと考えるが如何か。
同上	条例についての統一的表現が必要ではないか。本条解説では「最高規範的な意味合いをもつもの」、第 2 条では「最高規範としての位置付け」とある。
第 15 条	「町」が執行機関を示すのであれば、定義上、教育委員会や選挙管理委員会が行政改革大綱をつくることになるのか。町の代表者である町長が策定するとしたほうがわかりやすいのではないか。
第 16 条	「町」の定義について第 15 条と同様であるが(ここでは「町長」とする必要はないと考えられる)、「町」の内容についての使い分けをどうするか(定義をどうするか)検討いただきたい。
第 18 条	第三項の「パブリックコメント制度」については条例として何らかの説明が必要と

山北町自治基本条例素案(平成23年12月現在)に対する意見・質問

	<p>思われる。又、町民は「必要な提案」ができるとあるが、案の提出ではなく案に対する「意見の提出」ができるのではないか。</p>
第19条	<p>議会については①議事機関(憲法)②政策立案機関③チェック機関としての役割があるが、まちづくりにおける②政策立案機関の役割についても言及されることがベターと考える。</p>
第20条	<p>第一項の「町」も執行機関を示すのであれば、定義上、教育委員会が住民投票を実施することになるのか。ここは「町長」で可能か。又、「しなければならない」のか「することができる」のか前者選択の理由は何か。</p>
同上	<p>第二項は第一項との違いが明確ではない(不要ではないのか)。</p>
同上	<p>第四項について請求及び発議要件等については「別に定める」とあるが、住民からの請求だけで可能なのか、町長の発議でできるのか(第二項)不明。又、「別に定める」のであれば、「別の条例にゆだねるものとする」等の定めはしておくべきではないか。「別の定めるもの」では議会を通さずに実施可能ともいえるのではないか。</p>
第21・22条	<p>「能力に応じた」の表現に依然違和感がある。子ども、高齢者に差別のない表現の工夫をお願いしたい。まちづくりにおいてできることには参加して欲しいと言う願いを参加側の規定として表現して欲しい。特に高齢者では、衰えたものは参加できないとの受け止め方をされない様に留意されたい。又、「努めなければならない」との表現も同様と思われる。</p>
第23条	<p>「自治体」の定義も必要か。</p>
第24条	<p>事務局コメントでは本条例は育てる条例との説明であり、独り立ちするまでは手を入れていく方針と理解している。又、望ましい姿は最善状態を維持することであり、少なくとも定期検証(いつからかの明示も)は必要と考える。(T市「最初に行う検証は施行の日から3年以内とする」等他自治事例参照)</p> <p>又、検証に際しては、第三者機関(学識経験者等)による実効性の検証や環境変化の見通し等についての検討が必要である。</p>

平成24年1月9日